令和７年４月

取 引 業 者　　各位

近畿大学
大学運営本部学術研究支援部

不正取引防止と誓約書の提出及びに再提出について（依頼）

平素は、本学の教育・研究活動に係る物品調達に際し、ご協力いただきありがとうございます。

さて、本学では所管省庁である文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の令和３年２月の改正をふまえ、不正取引の防止に向け、各種施策を継続的に実施しています。

これらの内容は、特に取引上の本学教職員の不正防止を旨として、取引業者各位へ本学教職員から不正な行為の指示・依頼等があった場合はご通報いただくこと、本学の規則等を遵守いただくことが主なものとなっており、不正が認められた場合は、取引停止等の措置を講ずることとしています。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、研究費を原資として取引を行う際は、別添「誓約書」をご提出いただいております。さらに、より公正な取引を実施するため、下記事由の場合は、改めて誓約書をご提出いただきますようお願いいたします。

また、「誓約書」のご提出がない場合は、今後の取引を差し控えさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後、本学の内部監査の一環として、貴社の原簿等の提示を依頼させていただく場合がありますので、併せてご承知おきください。

記

１　ガイドラインの要点

（１）　不正行為の防止をふまえた適正執行を確立し、今後、取引業者からの誓約書を求め逸脱業者へは支払・取引停止、無期出入禁止等の措置を講ずること。

（２）　発注権限・検収権限は教員・研究者ではなく、本法人の各担当事務所管であること。

〈ご参考〉 文部科学省ホームページ
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

２　誓約書の再提出が必要となる事由

・代表者の変更
・社名、法人名、所在地の変更

３　提出先

近畿大学 大学運営本部学術研究支援部補助金事務課
（〒577-8502　東大阪市小若江 3-4-1）

４　本学規程（不正防止計画を含む）

URL：https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/research-funding/campus-regulations/

５　お問合せ先

（発注・検収に関するお問合せ）
管理部用度課　　℡：(06)4307-3027
学術研究支援部　℡：(06)4307-3032 、　E-mail：kenkyujosei@itp.kindai.ac.jp
（内部監査に関するお問合せ）
監査室　　℡：(06)4307-3033 、　E-mail：kansa@itp.kindai.ac.jp

以上